

**男女共同参画センター  
業務仕様書（案）**

**令和6年2月**

**岩手県**

男女共同参画センターの業務受託者が行う業務の内容及びその範囲は、この仕様書によるものとします。

## I 基本的事項

### 1 業務目的

本業務は、岩手県男女共同参画推進条例（平成 14 年岩手県条例第 61 号）第 20 条に定める「男女共同参画の推進に関する施策を実施し、県民、事業者市町村による男女共同参画の推進に関する取組を支援するための総合的な拠点」である男女共同参画センターを効果的かつ効率的に運営することを目的とする。

### 2 業務運営の基本的な考え方

#### (1) いわて男女共同参画プランの推進

いわて男女共同参画プランにおける施策の基本的方向に基づく取組を偏りなく推進するため、県民、NPO等、男女共同参画サポーター、農林水産関係団体・企業等、市町村と連携しながら、男女共同参画に関する情報の収集・提供、県民への学習機会の提供、相談事業などを効果的に実施する。

##### 【プランにおける施策の基本的方向】

- I あらゆる分野における女性の参画拡大
- II 東日本大震災津波からの復興と防災における男女共同参画の推進
- III 女性の活躍支援
- IV 多様な困難を抱えた女性への支援と女性の健康支援
- V 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備

#### (2) すべての人に利用され、親しまれる施設の運営

性別や年齢、地域を問わず、誰もが気軽に利用しやすい施設とする。

また、事業の出前や、市町村の取組への支援、情報ネットワークの活用等により、遠隔地を含めた幅広い県民の参加を促進する。

なお、本業務の履行に当たっては、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）第 10 条第 1 項に基づく「岩手県知事部局における障がい理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」（平成 28 年 2 月 15 日付け障第 900 号保健福祉部長通知）第 3 に規定する合理的配慮について留意すること。

#### (3) 自主的活動、交流・連携の促進

利用者の自主的な活動を側面から支援する。

また、県民、団体間におけるネットワークの構築を図り、相互の情報交流、連携を促進する。

#### (4) 県民参加による運営

県民ニーズや社会環境の変化に柔軟に対応し、県民参加による運営を推進する。

#### (5) 各センターとの連携

NPO活動交流センター、青少年活動交流センター、高齢者活動交流プラザ、子育てサポ

ートセンター、国際交流センター、環境学習交流センター等との効果的な連携と活用に配慮する。

### 3 事業実施期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

### 4 施設概要

男女共同参画センターの施設は、「いわて県民情報交流センター」の6階に入居しているセンター（NPO活動交流センター、青少年活動交流センター、高齢者活動交流プラザ、子育てサポートセンター）と共有とする。

なお、受託者が通常の業務で利用できる無料施設は、次のとおりである。

施設名	箇所数	備考
事務室	1室	事務机、椅子、キャビネット等備品完備
団体活動室	4室	団体の活動、会合、関係書籍の閲覧等の利用スペース （申し込みが必要な施設を利用する場合、県の受託事業であっても一般の団体と同じような手順での申し込みが必要）
相談室	5室	県民からの男女共同参画に関する相談スペース （定員各室：4名）
ラウンジ	1室	利用者・来館者のくつろぎの場、展示販売、各種団体のイベント案内、活動の展示コーナー
ミーティングルーム	2室	センター内部の打合せなど
講師控室	1室	応接用1室
ロッカー	2室	男女各1室
物品庫	1室	

有料で利用できる施設（会議室、和室、調理実習室等）は、いわて県民情報交流センター条例（平成17年岩手県条例第53号）の別表に掲げるとおり。

### 5 開館時間

男女共同参画センターの開館時間は下表のとおりとする。

開館時間		一般相談受付時間	
月・水・木	9:00～18:00	水・木	10:00～17:00
火・金	9:00～20:00	金	13:00～19:00
土・日	12:00～16:00	土・日	12:00～15:00

※ 法律相談、男性相談、LGBT相談の受付時間は、事前に県と協議し、設定すること。

### 6 休館日

男女共同参画センターの休館日は、祝日、振替休日、年末年始及び保守点検日とする。

## 7 委託業務以外の事業の実施

受託者は、「8 委託業務の内容」における業務に支障をきたさない範囲内において、本仕様書に定める業務以外の事業であって本県の男女共同参画推進に資するもの（以下「自主事業」という）を男女共同参画センター事業として行うことができる。ただし、自主事業実施のための費用に「男女共同参画センター業務運営委託料」を充てることはできない。

自主事業を企画、実施する場合は、事前に県と協議する。

## 8 委託業務の内容

男女共同参画センターの業務運営に係る委託内容は、次のとおりとする。

なお、受託者は、業務を履行するにあたり、業務に従事する者（以下「業務従事者」という。）に業務の目的、業務運営の基本的考え方等をよく理解・習得させること。

### (1) 男女共同参画センターの管理運営に係る全般的業務

男女共同参画センターの開館から閉館までの間、下記に定めたことをはじめとするセンターの管理に必要な事項について責任者を定めた上で実施すること。

なお、男女共同参画センター管理運営上問題が生じた場合は、直ちに県と協議すること。

#### ア センターの管理運営

利用者への案内や管理上の安全確保など、適切な管理運営を図ること。

#### イ 「県民活動交流センター」入居施設等との連携

センターの円滑で効率的な運営のため、「県民活動交流センター」入居施設等と、緊密な連携を図るとともに、入居施設間の連絡会議への出席等必要な対応をとること。

#### ウ その他管理一般業務

文書の收受・発送、電話・カウンター等による利用者からの要望・苦情・提言・質問等への対応及び県との連絡調整など、日常業務の適切な執行を図ること。

### (2) 情報収集・提供・発信業務

#### ア 目的

男女共同参画に関する様々な分野の情報を広く収集し、県民がいつでも気軽に活用できるように運営すること。

#### イ 事業概要

(ア) 関連図書等の選定・発注・購入・資料コーナーへの配架・整理を行うこと。

(イ) 行政情報、様々なグループ等が発行するパンフレット、情報誌等を収集し、資料コーナーやラウンジへの配架や情報提供を行うこと。

(ウ) 団体や団体の活動、イベント等の情報を収集し、情報紙やホームページ等により情報提供を行うこと。

(エ) 県内で男女共同参画社会づくりに関して、功労のあった個人・団体や他者の先導的事例となる取組を行っている個人又は団体の情報収集に努めること。

(オ) SNSその他の広報媒体を活用して、センター事業の情報発信を行うこと。

(カ) いわて県民情報交流センターのホームページ内に設置される男女共同参画センターのホームページ等の管理、更新を行うこと。なお、運用については、いわて県民情報

交流センターのサーバー上で行うものであり、最新の情報を提供し、常に内容を充実させるなど、アクセス数の増加に努めること。

(キ) 常設展示コーナーを設け、センターによる企画展示及び関係団体による展示を行うこと。

(ク) その他必要な情報発信・提供業務を行うこと。情報発信に当たっては、提供する内容が最新のものとなるよう、適宜、見直しや更新に努めること。

#### ウ 数値目標

(ア) 図書等貸出冊数 160 冊

(イ) 「センターのホームページ」へのアクセス数 24,000 件

##### 【事業の遂行のために必要な主な経費】

- 図書、ビデオ等の購入費 ○ 情報紙の印刷費、発送費
- 情報紙取材旅費 等

### (3) 研修・学習業務

#### ア 目的

男女共同参画の普及・啓発や、広く県民のライフサイクルに応じた研修・講座の企画、運営を行うこと。

#### イ 事業概要

受託者は県と協議を行ったうえで次のア～オに係る計画を策定し、この計画に基づいて業務を実施すること。計画にあたっては、より多くの県民が参加できるよう、可能な限りインターネットを活用した動画配信等に取り組むこと。また、計画に変更がある場合は県と協議すること。

また、研修・講座の終了後は、アンケート等による事業評価を行い、次年度以降の運営の参考となるよう事業の実施結果等をまとめておくこと。

(ア) いわて男女共同参画推進月間事業

県では6月をいわて男女共同参画推進月間と定めているが、この月間中、主要事業である「いわて男女共同参画オンラインセミナー(仮称)」の開催及び、館内への掲示やホームページ等を活用し、重点的に男女共同参画の推進を図ること。

##### 【内容】

オンライン講演会等

##### 【その他】

- ・ 講演、パネルディスカッションその他の内容により計3コマ程度開催すること。
- ・ 市町村や関係団体に協力を呼びかけ、広い参加機会の確保に努めること。

(イ) 男女共同参画サポーター養成講座

地域において中心となって活動する人材の育成を行うことを目的として開催すること。

##### 【内容】

概論のほか「いわて男女共同参画プラン」の体系に沿った内容とすること

**【回数】**

概ね8～10講座（うち少なくとも1講座は地域開催すること）

**【募集人数】**

50人以上に設定すること。なお、参加者の募集に当たっては可能な範囲で男性受講者の増加に努めること。

**【その他】**

- ・ 演習形式以外の講座については、原則公開とし、広く一般参加者を募集すること。
- ・ 地域開催にあつては市町村や地域の男女共同参画サポーターと協働で企画・運営を行うこと。

(ウ) 出前講座

市町村、産業・経済・農林水産関係団体、企業等及び学校等に呼びかけ、要請に応じ職員又は外部の有識者等を講師として派遣し、下記の内容の講座をバランスよく実施すること。

**【内容】**

男女共同参画概論（岩手県男女共同参画条例、いわて男女共同参画プランを含む）  
ワーク・ライフ・バランス  
LGBTに対する理解促進  
DV、デートDV等

**【回数】**

通年で実施し、概ね50回

(エ) 市町村担当職員研修

市町村での男女共同参画推進のため、職員の連携と理解を促進することを目的として研修を行うこと。

**【内容】**

講義、事例発表等

**【回数】**

1回

(オ) 男女共同参画の視点からの復興・防災に関する研修会

沿岸部において、一般県民の他、被災地における支援者や復興に従事する職員も含めたうえで、復興に係る意思決定の場への女性参画の重要性等について理解を促進するための研修等を行うこと。

なお、男女共同参画オンラインセミナー（仮称）や男女共同参画サポーター養成講座など、他の講座と連携し、男女共同参画視点の復興・防災人材の育成に資する内容となるよう工夫されたいこと。

**【内容】**

講演、事例発表等

**【回数】**

1回

(カ) 様々な課題・困難を抱える女性に対する就労支援

**【内容】**

様々な課題・困難を抱える女性を対象として、社会的つながりの回復のための場づくりなど就労に繋げるための支援を行う。

**【回数】**

4 広域(盛岡、県南、沿岸、県北)において、計 16 回開催。

(キ) その他男女共同参画に資する学習の機会を提供すること。

**ウ 数値目標**

- (ア) いわて男女共同参画推進月間イベントの延べ参加者数(オンラインを含む) 1,000 人
- (イ) 男女共同参画サポーター養成講座の認定者数 50 人以上 (うち男性 20 人以上)
- (ウ) 市町村担当職員研修の参加者数 30 人
- (エ) 出前講座の参加者数 3,600 人
- (オ) 男女共同参画の視点からの復興に関する研修会参加者数 50 人

**【事業の遂行のために必要な主な経費】**

- 講師旅費・謝金 ○ 会場使用料 ○ 動画配信委託料
- チラシ、プログラム、報告書等印刷費 等

**(4) 相談業務**

**ア 目的**

自分らしく生きていくうえで様々な不安や悩みを抱えている男女、東日本大震災津波やその後の自然災害等で悩みを抱える人々、性自認や性的指向を理由として困難な状況に置かれている人々などを支援するための一般相談や、就業中又は就業を希望する女性やその家族等からの相談、法律に関する専門相談まで、総合的な相談を行うとともに、国や県の各相談機関との連携体制を図ること。

**イ 事業概要**

- (ア) 受託者の職員(相談員)による一般相談を、面接・電話・インターネットにより行うこと。なお、窓口にて性的指向や性自認に関する相談(以下「LGBT相談」という。)に応じることを明記すること。〔LGBT相談：週2回以上実施〕
- (イ) 弁護士による法律に関する専門相談を実施すること。〔月1回以上実施〕
- (ウ) 男性の相談員による男性を対象とした相談日を設けること。〔月2回以上実施〕

**ウ 数値目標**

相談件数	1,060 件
うち法律相談	(48 件)
うち男性相談	(45 件)

**エ 相談記録の県への報告**

相談記録については、翌月の 15 日までに県に写しを提供すること。

**【事業遂行のために必要な主な経費】**

- 専門相談(法律相談・男性相談)を委嘱する専門家への旅費・謝金 等

## (5) 活動・交流、連携業務

### ア 目的

団体活動室やラウンジ等を活用し、男女共同参画に向けた県民の自主的な活動や各種団体の相互の連携・交流を企画、運営すること。また男女共同参画の活動・交流、連携の促進を目的とした事業を実施すること。

### イ 事業概要

- (ア) 男女共同参画に関する団体、グループが、自主的・主体的に各種活動を行う場合に、情報提供、企画アドバイスをを行うこと。
- (イ) 登録団体や個人のネットワークの強化を推進するため、相互に情報交換ができ、協力・連携が取れるようにコーディネートすること。
- (ウ) 地域における様々な活動が男女共同参画の視点で行われるよう多様な団体との交流（事業の共催、意見交換等）を行うこと。
- (エ) 男女共同参画サポーターと市町村が協働する事業（地域における男女共同参画を推進するセミナー等）を行うこと。

### ウ 数値目標

- (ア) 多様な団体との交流 3回  
うち、男女共同参画サポーターと市町村との協働事業 1回以上

#### 【事業遂行のために必要な主な経費】

- 講師旅費・謝金 ○ 会場使用料 ○ チラシ・資料印刷費
- 看板製作費 等

## (6) 「配偶者暴力相談支援センター」業務

男女共同参画センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に基づく「配偶者暴力相談支援センター」として指定(平成18年4月1日)されていることから、配偶者からの暴力(DV:ドメスティック・バイオレンス)の防止と被害者の保護を図るための業務を行うこと。

業務内容は仕様書別記1のとおり。

## (7) いわて県民活動交流センター内の他のセンターとの連携・調整業務

いわて県民情報交流センター内に入居しているNPO活動交流センター、国際交流センター、高齢者活動交流プラザ、子育てサポートセンターなどからの事業連携に対して可能な限り協力すること。

## 9 職員配置

### (1) 職員配置については次の点に留意すること。

- ア 委託業務を実施するために、委託業務全体を統括する責任者を置くとともに、業務を遂行する能力を有する適正な職員を配置し、委託業務における事務分担を明確にするなど組織的に行うこと。
- イ 事業部門と相談部門における責任体制を確立すること。



ウ 職員の勤務体制は、業務運営に支障がないよう配慮するとともに、利用者の要望に応えられるものとする。

エ 開館時間中は、業務従事者が不在とならないようにし、電話、訪問者等の問合せに迅速に対応すること。

オ スーパーバイザーによる職場内研修の実施や、各種研修への参加など、委託業務に必要な知識と技術の習得に努めること。

(2) 委託業務全体を統括する責任者を変更する場合は、県に協議すること。そのほかの職員にあっては、変更後遅滞なく県に届出を行うこと。

## 10 誠実な業務遂行義務

受託者は、契約書、各種法令等の定めるところにより、誠実に業務を遂行すること。

## 11 委託業務を通じて取得した情報の取扱い

受託者は、事務の処理または事業の遂行をするための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取り扱い特記事項」を遵守しなければならない。

## 12 情報公開

受託者は、業務に係る情報の公開に関し、各種事業の実施結果等のホームページへの掲載をはじめとした必要な措置を講じること。

## 13 危機管理対応

受託者は、指定管理者が行う危機管理対策に沿って、自然災害、人為災害、事故等あらゆる緊急事態、非常事態、不測の事態には、遅滞なく適切な措置を講じること。また、指定管理者が作成する対応マニュアルに従うこととし、指定管理者から指示がある場合には、災害等の対応について随時訓練を行うこと。

## 14 第三者に及ぼした損害

委託業務の運営について第三者に損害を及ぼしたときは、受託者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち県の責に帰すべき事由により生じたものについては、県が負担する。

## 15 環境保全

委託業務の運営に当たっては、電気などの効率的利用、廃棄物の発生抑制、リサイクルの推進等環境への配慮を行うものとする。なお、ゴミの分別、廃棄については、指定管理者の定めるところにより、適切に行うこととする。

## 16 再委託の禁止

受託者は、原則として受託した業務を第三者に委託することはできないこと。

ただし、施設の運営を効率的に行う上で必要と思われる業務については、県と協議の上、業務の一部を県の承認を得たうえで、他の者に委託することが出来る。

## 17 受託前の準備

内定した受託者は、内定後、現在の受託団体との業務引継ぎに入っていただきます。また業務開始に先立ち、必要に応じて受託団体と調整を行った上で本施設内において準備を行うことができます。

なお、準備に係る経費については、内定した受託者の負担とします。

## 18 事業報告書等

受託者は、事業の透明性を確保し、県民に対する説明責任を果たすとともに、今後の協働事業の企画立案の参考とするため、以下に掲げる報告書を作成し、県に報告すること。

### (1) 月間業務報告

毎月の業務の実施状況、利用者からの意見、利用者数などについて、県が指定した方法により翌10日までに報告すること。

### (2) 年間業務報告

年度終了後、事業の実施状況、経理の状況、利用状況などについて、県が指定した方法により速やかに報告すること。

### (3) 事故等処理報告書

男女共同参画センター内で事故等があった場合は、県が指定した方法により、その都度県に提出すること。

### (4) その他

業務に関し、県が調査、報告を求めた場合には、速やかにこれに応じ、必要な報告書等を提出すること。

## 19 男女共同参画センター運営協議会〔年2回開催〕

受託者は、県民・団体等の意見などを十分反映したセンター運営ができるよう、男女共同参画に関わる方々をメンバーとする「男女共同参画センター運営協議会」を設置し、委託業務の執行状況を当該協議会に報告し、意見、提言を受け、以後の企画運営に反映させること。

## 20 受託者と県の関わり

(1) 男女共同参画センターの業務運営は、受託者と県の協働事業であり、事業の実施にあたっては、受託者と県が随時協議を行う。受託者及び県は、主に次の役割を担う。

ア 受託者の役割

(ア) 契約内容（委託業務）の履行

(イ) 男女共同参画関係団体、市町村、企業との連携

(ウ) 県民活動交流センターの他の構成センターとの連携、協力

(エ) その他必要な事項

イ 県の役割

- (ア) 県の広報媒体等を通じた事業開催などの周知
  - (イ) 委託業務に係る行政や関係機関との調整
  - (ウ) 業務執行状況の審議会への報告
  - (エ) 法令上の課題の解決等、行政が担った方が効率的な事項
  - (オ) その他必要な事項
- (2) 事業計画又は契約書の解釈について疑義が生じた場合には、県と受託者で協議する。

## 21 帳簿書類

受託者として作成した帳簿書類は、その帳簿閉鎖の時から5年間保存するものとする。

## 22 物品の帰属

受託者が受託料で購入した物品のうち、次のものは原則として県の所有とする。

ただし、これにより難しい場合には、あらかじめ受託者は、県の承認を得なければならない。

### (1) 消耗品

原則として、県の所有物とする。また、使用中の消耗品についても、県に引き継ぐこととするが、県と受託者の協議により、受託者の所有物とする場合がある。

### (2) 備品

原則として、県の所有物とする。受託者が備品を購入する場合は、あらかじめ県の承認を得たうえで購入することとする。

また、県の所有備品を処分する場合においても、あらかじめ県の承認を得なければならない。

(参考)

「消耗品と備品の違い」

消耗品と備品の違いについては、県の「物品管理規則」において以下のとおり定められている。

特に備品の購入については、制約があるので注意すること。

物品管理規則（抄） 第6条第2項

物品の分類は、次の各号に掲げるとおりとし、その意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

備品	性質または形状を変えなく長期間の使用に耐える物品で取得価格が3万円以上のもの及び美術工芸品
消耗品	前号及び次号以下に定める物品以外の物品
原材料	生産、製作、工事、試験、研究等の材料として使用される物品
動物	使役、生産、教材、観賞等のために飼育し、又は育成する動物
生産物	試験、研究、実習等によって生産され、又は収穫された物品
出土文化財	文化財保護法（昭和25年法律第214号）第105条の規定により所有権が県に帰属した文化財

## Ⅱ 委託契約、委託料等

### 1 契約書の作成

業務委託について、業務委託契約書を作成するものとする。

### 2 契約の締結

- (1) 内定した受託者と、契約の締結についての協議を行い、契約を締結する。
- (2) 内定した受託者との協議が整わなかった場合は、審査結果において、総合得点が次に高い応募者と協議を行う。
- (3) 契約締結に係る受託者側の印紙代などは、受託者の負担とする。

### 3 契約の概要

提案内容及び契約書（案）に基づき締結するものであり、受託者が遂行すべき業務の内容や委託料の金額、支払い方法等を定める。

なお、業務の詳細を示した仕様書については、県と内定した受託者との協議の上、作成する。

### 4 委託料

#### (1) 委託料

価格提案は、委託期間中の男女共同参画センターの特定業務にかかる費用の見込み額とします（物価変動は見込まない）。応募者は、消費税及び地方消費税にかかる課税事業者であるか免責事業者であるかを問わず、見積もった額の110分の100に相当する額を見積書（様式3）に記載すること。

委託料の額は、提案価格を参考に、予算の範囲内で決定する。

#### (2) 県の委託料積算の考え方

県が受託者に対して支払う委託料の積算の考え方は、次のとおりとする。

ア 委託期間（4月1日～3月31日）における、男女共同参画センターの委託業務に係る人件費、事業費及びその他の費用とする。

イ 光熱水費及び電話料金等（プロバイダー接続料含む）は委託料に含まない。

ウ 業務で得られる利用料金等の収入は見込まれないものとする。

【参考】令和5年度委託料：25,806千円

#### (3) 支払方法

委託料は、契約の定めるところにより、委託業務の完了後に県が検査を行い、契約書に定められた内容に適合していることを確認した上で、請求を受けた日から30日以内に受託者に対して支払うものとする。

なお、県は受託者の請求に基づき、委託料を分割で支払うことがある。

#### (4) 委託料の返還等

受託者は、契約の全部又は一部を解除された場合は、県が定めるところにより、委託料を返還するものとする。

## 5 契約の解除

県は天災地変その他事情の変更により委託業務の継続が困難と判断したとき、又は受託者による委託業務が実施することが適当でないと認めるときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

また、県が行う調査を妨げ、県が求める報告を拒み、若しくは県の指示に従わなかった場合、不正の手段により委託料の支払いを受けた場合又はその他契約に違反した場合も同様とする。

## 6 契約の継続

委託業務の契約は単年度ごととするが、業務の執行状況が良好であると県が認める場合は、3年間を上限に引き続き単年度契約を締結する場合がある。ただし、業務の執行状況や予算の状況によっては、契約の継続を見送る場合がある。

なお、3年間の契約が終了した時点で、同様のプロポーザル方式により公募を行い、受託者を選定するものとする。（受託者は、プロポーザル方式により、再度応募することができる。）

## 男女共同参画センターにおける配偶者暴力相談支援センター業務特記事項

配偶者暴力相談支援センターとして男女共同参画センターが行う業務の範囲は以下のとおりとする。

### 1 配偶者暴力相談支援センターとしての業務

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（平成 13 年法律第 31 号。以下「法」という。）第 3 条第 3 号に掲げる業務のうち、以下の業務。

- (1) 相談又は相談機関の紹介（同条第 3 号 1）
- (2) 被害者の自立生活促進のための情報提供その他の援助（同条第 3 号 4）
- (3) 保護命令制度の利用についての情報提供その他の援助（同上第 3 号 5）
- (4) 被害者を居住させ保護する施設の利用についての情報提供その他の援助（同上第 3 号 6）

### 2 保護命令に関すること

- (1) 「保護命令申し立て」に関して裁判所から書面の提出を求められた場合、申立人が相談・援助・保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面を提出すること。（法第 14 条 2 項）
- (2) 前項の規定により提出書面に関して裁判所から説明を求められた場合、配偶者暴力相談支援センターの長又は職員は、前項の書面の提出を求められた事項に関して説明すること。（法第 14 条第 3 項）

### 3 証明書の交付等に関すること

- (1) 以下の目的による証明書の発行業務
  - ア 住民基本台帳事務における支援措置申出に係る証明書
  - イ 健康保険の被扶養者からの除外に係る証明書
  - ウ 年金保険の秘密の保持の配慮に係る証明書
  - エ 国民年金保険料の特例免除の初回申請に係る証明書
  - オ 児童手当関係事務に係る証明書
  - カ 公営住宅入居に係る証明書
  - キ その他来所相談証明書
- (2) 証明書の発行に当たっては、本人確認のために運転免許証、写真付き住民基本台帳カード、パスポートなど個人情報の本人であることを証明する書類を確認の上、交付すること。
- (3) 相談者本人の相談記録等の開示請求があった場合は、開示文書を特定の上、速やかに県に報告すること。

開示対応は県において行うこととし、受託者は開示対応に協力するものとする。

#### 4 関係機関との連携について

- (1) 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理的な指導が必要な場合は、県福祉総合相談センターに対応を依頼すること。
- (2) 加害者の追跡の恐れがあるなど緊急時における安全確保が必要な場合は、警察に連絡し、支援を要請すること。
- (3) 一時保護が必要と判断されるケースについては、県福祉総合相談センターに引き継ぐこと。
- (4) 児童虐待防止法第 13 条の 4 に基づき、児童相談所から資料又は情報の提供依頼を受けた場合は、記録等を特定の上、速やかに県に報告すること。